

JGS Webinar 2021.03.18

第6回 特許・実用新案、意匠、商標の国際化」を聴いて

ジュエリーBE 北村陽子（JGS 会員）

今日は、JGS 様により第6回 特許・実用新案、意匠、商標の国際化」を企画していただき、辻本弁護士様、デザイナー山崎藍子様の具体的なお話をお聞きすることが出来、とても参考になりました。

私は岐阜県高山市で宝石小売店をしております北村陽子と申します。  
岐阜県は大きく飛騨地方と美濃地方に二つの地方で区分されています。  
高山市は飛騨地方になります。

昔、元は神戸牛由来ですが、飛騨に連れてきて飼料、環境など整えこの寒暖の地で大切に育て、ようやく飛騨牛というブランドに育て上げて来られました。

飛騨で育て、飛騨牛として販売されていたのです。

もちろん、飛騨人は、飛騨で売るから飛騨牛と思っていたのです。

でも、牛のことなど何も知らないこの私の耳にも「飛騨牛という名前はもう使うことができないらしいよ」と噂話を聞いたのです。

それは、商標登録を美濃の人がしてしまった為に、飛騨人が作ったものであっても飛騨牛として販売出来なくなったという今日お話しされたことだったのです。

その後、飛騨牛のことはどうなっているかは私は知りませんが、何か自分が考えて作った場合は意匠登録とか、商標登録をしなければ後で悔しい思いをしなければならないのだとはっきりわかったのです。

私は以前、結婚指輪をお買いになった後はなかなか次の販売が難しく、そんなに高くないものなら5周年、10周年などに重ね付けでご購入いただける指輪を勧めたいと、アンドウトロワ（1・2・3の意味）のネーミングで、商工会議所の無料相談で意匠登録？を19,000円位かかったと記憶していますが特許庁に提出したのです。

そして1年近く位かかって不採用の通知が来ました。自分としてはとても絶対いけると思ったのですが。今思うとこのネーミングでは通らない当たり前かなとおもいます。

相談できる弁護士さんがいらっしゃいましたら、アドバイスを受けて違う形で、市場にアピールできて結婚指輪の次のジュエリーを提案できたような気がします。

また、この頃、コロナ禍でジュエラーとして何かできることはないかと考えてましたら、ジュエリーは魔除けの意味でも発生したのだから、誕生石や星座石、安倍晴明の桔梗、水晶の五芒星、六芒星などを組み合わせてペンダントを作ってみたら、ダイヤ一辺倒ではなく、カラーストーンも再び注目してもらえるのではと思ったのです。

高額ではなく、手に出しやすい価格で「まもり星」という名前にしてペンダントを作製しました。まだ、一個販売できただけです……。でもインスタグラムにアップしたので反応がありました。誕生石に興味を持ってくださったのです。

以前、通らなかったのに、「まもり星」なんて誰でも考えつくし、どうせ時間ばかりかかって商標登録なんてやめようと思いき、でも、もしこれを誰かが登録してヒットしたら悔しいかもなんて思いながら、ネットにあげたのです。

カラーストーンをひとりひとりに少しオリジナルなジュエリーにして専門店や小売店でご購入いただけるようになれば良いなあと思います。

今日のお話はとても勉強になりましたし、裏技もあるから諦めなくて良いことや詳しい各個別登録があるということも初めて知りました。

個人で営業している人の方が多いのだから、もっと簡単にマニュアルなど手軽に意匠登録や商標登録ができれば良いなあと願っております。

今日は自宅で尊いおはなしを拝聴でき大変ありがとうございました。

ジュエリーBE（ビー）北村陽子